

# 川崎市識字・日本語学習活動の指針【概要版】

識字・日本語学習活動は、外国人市民等が日本で安心して暮らせるように、ボランティアの支援により日常生活に必要な基礎的日本語を身につける場です。昭和60（1985）年度から中原市民館で実施していた社会人学級の日本語科（夜間）を国際識字年である平成2（1990）年に識字学級として独立させたことがきっかけとなり、平成8（1996）年度からは分館を除く全市民館で実施されるようになりました。各館では識字・日本語ボランティアが日本語学習のみならず日常生活でも支援している姿が見られます。

この指針は、主として川崎市教育委員会が主催する識字学習活動の実施のために作成しました。また、他の機関や地域の自主グループが主催する活動においても参考にしていただけるものと考えます。なお、外国人市民等というのは外国人市民や帰国した日本人市民などをさしています。

## 基本理念

### 1 識字・日本語学習は、基本的人権です。

ことばは、あらゆる学習の基盤となります。自分に必要な情報を得て自ら判断し人間らしく生きていくためには、情報の取得と理解、思考と創造、表現や主張を可能にすることばの獲得が欠かせません。日本に生活基盤をおく人々は、国籍や人種等の違いをこえて社会の主流言語である日本語を学ぶ権利を持っています。

### 2 識字・日本語学習に対する支援は、市及び市民の活動として行われます。

川崎市に住む人は、いずれの国籍であっても川崎市の市民です。日本語に不自由な市民は、市及び市民が行う支援活動を受ける権利を持っています。

### 3 識字・日本語学習の活動は多文化共生社会の実現をめざします。

川崎市では、すでにさまざまな文化や言語を持つ人々が暮らしています。識字・日本語学習は、さまざまな文化や言語を持つ市民が、ともに市民自治を創造し、多文化共生社会の実現をめざす取組の一環となります。

### 4 識字・日本語学習の活動を実りあるものにするためには、活動にかかわるすべての人々による共同の学習が重要になります。

ボランティアと学習者は、日本人市民すなわち「先生」、外国人市民等すなわち「生徒」として、「教え」「教えられる」関係でとらえられがちですが、圧倒的に多数派である日本人市民多くのことを学ぶ機会となります。

外国人市民等と日本人市民が協力し合って学習－学習支援活動を展開していく過程をとおして、ともに学び、ともに変わり成長していくことが大切です。

### 5 識字・日本語学習の活動は、地域で生活する上で必要な学習要求や学習条件に対応することをめざします。

外国人市民等の学習要求や学習条件は、その人の生活状況や在日の目的等により多様なものとなります。また、学習経験や学習レベル、学習に費やすことができる経済的余裕や時間的余裕、生活上の環境もさまざまです。川崎市の識字・日本語学習活動では関係する団体や組織等と連携しながらできる限り幅広い立場、職種、学習レベル、学習条件の人々に学習機会を提供することをめざします。

# 識字・日本語学習の具体的なあり方



## 1 識字・日本語学習の場

### (1) 場の開設

- 1) 気軽に行ける距離に識字・日本語学習の場をつくることが大切です。
- 2) 識字・日本語学習の場の曜日や時間、形態等を外国人市民等の生活実態に合わせることが必要です。

### (2) 機能

- 1) 識字・日本語学習の場は日本語によるコミュニケーションの学習により自立と共生の力を養う場です。
- 2) 識字・日本語学習の場は日常生活のさまざまな疑問や悩みなどを話し合える情報交換の場です。
- 3) 識字・日本語学習の場は外国人市民等と日本人市民が相互理解や信頼を深める交流の場です。
- 4) 識字・日本語学習の場は外国人市民等同士の出会いの場です。

### (3) 内容・方法

- 1) 識字・日本語学習の場は生活の課題と結びついた学習内容を基本とします。  
「正しい日本語」「美しい日本語」という概念にとらわれずに、外国人市民等がそれぞれの日本語の力に合わせて日常生活の中の「今、ここ」で直面する生活課題に対処できるように、言葉や課題の背景にある文化、習慣や社会制度等を学習することが基本となります。
- 2) 外国人市民等の生活や学習の必要から出発するために、その生活実態や課題、要望(ニーズ)を把握することが大切です。
- 3) 固定したカリキュラムや指導方法に制約されることなく、目の前の学習者に柔軟に対応することが基本となります。  
学習者のレベルは千差万別で、その要望も様々ため、カリキュラムも固定したものではなく、目の前の学習者に合わせて柔軟に対応することが必要です。  
日本語がほとんど話せない来日直後の学習者に対しては、その声に耳をかたむけて適切な援助をする上で、相手の母語や媒介語の使用が有効な場合もあります。媒介語を使うか等の問題も固定的に考えないで、場合によって選択したり組み合わせたりできるような運営をめざします。



## 2 識字・日本語ボランティアのあり方

### (1) 学習支援者としての役割

- 1) 識字・日本語ボランティアには、「教える」ということよりも、コミュニケーションを通じて、地域の中で市民同士のつながりをつくることが期待されています。

### (2) 期待される姿勢・能力

- 1) 識字・日本語ボランティアはともに学ぶ学習者(共同学習者)であるという姿勢が大切です。  
外国人市民等の生活課題について理解を深め、自らの学習支援の力量を向上させながら、同じ生활者として互いに相手と関わり、人間として理解し合うとともに、多文化共生社会の実現に向けて、地域社会の変容、変革を意識することが求められます。
- 2) 識字・日本語ボランティアには外国人市民等の抱えている課題や背景等、学習支援に関して必要な知識と力を持つことが求められます。
- 3) 識字・日本語学習ボランティアはさまざまな文化を尊重し、それらに柔軟に対応する姿勢が大切です。
- 4) 識字・日本語学習ボランティアは学習者から信頼される友人・隣人になろうとする姿勢が大切です。
- 5) 識字・日本語学習ボランティアはたくさんの人々が協力して進める活動の一員としての責任感と協調性を持っていなければなりません。
- 6) 識字・日本語ボランティアは新しい考え方や取組を積極的に活動に取り入れていくことが大切です。

### (3) ボランティアグループのあり方

- 1) 識字・日本語ボランティア活動には日本語の習得を支援することに限らず、さまざまな活動がかかるため、総合的な視点が必要です。
- 2) 識字・日本語ボランティア活動ではグループ内の意思疎通が大変重要です。
- 3) 識字・日本語ボランティア活動では新しいメンバーを受け入れ養成していくことが大切です。
- 4) 識字・日本語ボランティア活動では、外国人市民等にもできる限り学習の場の運営等、活動に参画してもらうように努めることが大切です。
- 5) 識字・日本語ボランティア活動では行政との意思疎通が大切です。

## 3 行政のかかわり方

### (1) 状況の把握と情報の提供

- 1) 教育委員会は、識字・日本語学習の実態を常に把握しておくように努めなければなりません。
- 2) 教育委員会は、識字・日本語学習および学習支援活動についての情報提供に力を注がなければなりません。

### (2) 条件の整備と積極的な取組

- 1) 識字・日本語学習および学習支援の活動を社会教育活動と位置づけ、公的に環境を整えることが大切です。
- 2) 教育委員会は、教育委員会主催の活動以外の活動に対しても積極的に支援することが求められます。
- 3) 識字・日本語ボランティアおよび職員の養成・研修には総合的な視点と継続的な取組が必要です。

## 4 識字・日本語学習支援の多様性とネットワーク

### (1) 識字・日本語学習支援の多様性

- 1) 現在の識字・日本語学習支援で十分対応できていない問題を意識し、どのような対応が必要か、また、可能かを検討し、改善に努めなければなりません。
- 2) 識字・日本語学習支援の形を多様化するように努める必要があります。
- 3) 学級や教室をこえて地域の単位で学習支援体制を組み立てることが重要です。

### (2) ネットワーク

- 1) 識字・日本語学習の支援を生活支援のネットワークに位置づけることが重要です。
- 2) 教材や学習活動について情報交換や資源の蓄積、共有化を進めることが大切です。

## 体制づくりに向けた取組

- 1 実践交流および情報交換のためのネットワークの維持と発展が求められます。
- 2 より多くの外国人市民等への場の提供が求められます。
- 3 国・県レベルでの日本語学習支援の制度化を求めることが重要です。
- 4 ボランティアの学習機会の充実が求められています。
- 5 職員研修の充実と専門家養成が求められます。
- 6 地域日本語教育推進連絡調整会議による継続的な連携・情報交換が重要です。

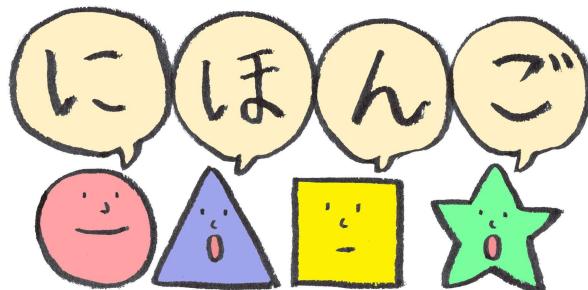
### 「地域日本語連絡会」

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000042877.html>



### 「川崎市（かわさきし）で日本語（にほんご）が勉強（べんきょう）できるところ」

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000091506.html>



2023(令和5)年3月

編集 川崎市地域日本語教育推進連絡調整会議  
事務局 川崎市教育委員会事務局 生涯学習推進課  
電話 044-200-3304